

【周年記念表彰 表彰基準】

東京ディスプレイ協同組合 表彰委員会 2026

	団体（東デ協）役員【個人】	組合員企業【企業】	組合員企業役員【個人】	永年勤続（組合員従業員）【個人】
都知事感謝状	・過去において、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 年齢55歳以上であって、同一団体の役員として15年以上在籍していること（当該団体の前身の役員であった期間を含む） (2) 団体の運営に尽力し、困難な職責、職務内容等を克服し、業界発展への貢献など優れた業績をあげた者であること (3) 原則として、産業労働局長名による感謝状及び所属している団体（東デ協）の表彰を受けている者であること <交付申請の手続き> 1. 別添イ「東京都・様式2」にご記入の上、ご提出ください。 2. 別添ウ「東京都・様式3」（団体役員・職員用）にご記入の上、ご提出ください。 ※各一部ご提出ください	・都内に所在する事業所であって、過去において、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 設立後30年以上を経過していることただし、その事業所の設立等の前後において事業に継続性の認められる者（この場合の設立等の前の事業所を「当該事業所の前身」という）については、その期間を通算することができるものとする (2) 所属団体の活動に常に協力し、業界の発展等に寄与していること。 (3) 業績が優秀で、かつ、運営が適切であること (4) 原則として、産業労働局長名による感謝状及び所属している団体（東デ協）の表彰を受けている者であること <交付申請の手続き> 1. 別添ア「東京都・様式1」にご記入の上、ご提出ください。 2. 企業の「登記簿謄本」をご提出ください。 3. 企業の「定款」をご提出ください。 4. 企業の「決算書」をご提出ください。（直近3期分） ※各一部ご提出ください	・過去において、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 年齢55歳以上であって、同一事業所の役員として引き続き30年（当該事業所の前身の経営者又は役員であった期間を含む）以上在籍していること (2) 所属団体（東デ協）の役員として引き続き10年（当該団体の前身の役員であった期間を含む）以上在任していること (3) 団体の運営に尽力し、困難な職責、職務内容等を克服し、業界発展への貢献など優れた業績をあげた者であること (4) 原則として、産業労働局長名による感謝状及び所属している団体（東デ協）の表彰を受けている者であること <交付申請の手続き> 1. 別添イ「東京都・様式2」にご記入の上、ご提出ください。 2. 別添エ「東京都・様式3」（団体構成員の役員・従業員）にご記入の上、ご提出ください。 3. 企業の「登記簿謄本」をご提出ください 4. 組合員 においての 理 事 履 歴。（別紙オに記入） ※各一部ご提出ください	・過去において、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 年齢50歳以上であって同一事業者の業務に30年以上従事していること。（同一事業者の前身での従事期間を含む） (2) 業務成績や勤務成績が特に優れており、当該職務に係る課題等を克服するために卓越した努力等をした者であること (3) 原則として、産業労働局長名による感謝状及び所属している団体（東デ協）の表彰を受けている者であること <交付申請の手続き> 1. 別添イ「東京都・様式2」にご記入の上、ご提出ください。 2. 別添エ「東京都・様式3」（団体構成員の役員・従業員）にご記入の上、ご提出ください。 ※各一部ご提出ください
産業労働局長感謝状	・都内に存在する団体の事業運営に直接参画する役員（以下「団体役員」という）であって、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 年齢50歳以上であって、同一団体の役員として引き続き10年（前身の団体役員としての期間を含む）以上就任していること (2) 経営の合理化、技術の改善、生産販売の向上等に尽力し、その業績が優良であって、他の模範と認められること <交付申請の手続き> 1. 別添イ「東京都・様式2」にご記入の上、ご提出ください。 2. 別添ウ「東京都・様式3」（団体役員・職員用）にご記入の上、ご提出ください。 ※各一部ご提出ください	・都内に存在する事業所であって、過去において、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 設立後20年（前身団体の期間を含む）以上経過していること (2) 所属団体の活動に常に協力し、他の模範と認められること (3) 組織及び運営が適切であり、事業成績が優良であること (4) 事業成績、資産内容等からみて、経営の基盤が強固で安定性が認められること <交付申請の手続き> 1. 別添ア「東京都・様式1」にご記入の上、ご提出ください。 2. 企業の「登記簿謄本」をご提出ください。 3. 企業の「定款」をご提出ください。 4. 企業の「決算書」をご提出ください。（直近3期分） ※各一部ご提出ください	・都内に存在する事業所の事業運営に直接参画する役員（以下「事業所の役員」という）であって、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 年齢50歳以上であって、同一事業所の役員として引き続き20年（前身の事業所の経営者若しくは役員の期間を含む）以上就任していること (2) 同一の団体の役員として引き続き5年（前身の団体役員としての期間を含む）以上就任していること (3) 経営の合理化、技術の改善、生産販売の向上等に尽力し、その業績が優良であって、他の模範と認められること <交付申請の手続き> 1. 別添イ「東京都・様式2」にご記入の上、ご提出ください。 2. 別添エ「東京都・様式3」（団体構成員の役員・従業員）にご記入の上、ご提出ください。 3. 企業の「登記簿謄本」をご提出ください 4. 組合員 においての 理 事 履 歴。（別紙オに記入） ※各一部ご提出ください	・事業所の従業員（以下「従業員」という）であって、同一内容の感謝状を受けていない者であって、次に掲げる要件を備えている者 (1) 年齢40歳以上であって、同一の事業所に引き続き20年（前身の事業所に勤務した期間を含む）以上勤務していること (2) 職務に精励し、経営の合理化、技術の改善、生産販売の向上、勤労意欲の高揚等に尽力し、勤務成績が優良であって、他の模範と認められること <交付申請の手続き> 1. 別添イ「東京都・様式2」にご記入の上、ご提出ください。 2. 別添エ「東京都・様式3」（団体構成員の役員・従業員）にご記入の上、ご提出ください。 ※各一部ご提出ください
中小企業団体中央会 感謝状	・同一組合の理事又は監事として通算5年以上、組合の運営に携わりその発展に貢献したと認められる者 <交付申請の手続き> 別添カ「中央会・様式3-1」にご記入の上、ご提出ください。 ※一部ご提出ください			・同一組合員の業務に10年以上従事し、職務に精励し、組合員の業績向上に寄与したと認められる者 ・役員も含まれる。（経営者以外） <交付申請の手続き> 別添キ「中央会・様式3-2」にご記入の上、ご提出ください。 ※一部ご提出ください
東デ協理事長 感謝状	・東デ協理事又は監事として3期6年以上従事しており、組合事業に積極的に参加、貢献している方 <交付申請の手続き> 別添申請フォームにご記入の上ご申請ください。	・設立後15年以上経過している企業 <交付申請の手続き> 別添申請フォームにご記入の上ご申請ください。	・右区分に含まれる。	・年齢制限なし ・同一事業所に5年以上勤務 ・業績優秀、他の模範と認められること ・役員、経営者も含まれる。 <交付申請の手続き> 別添申請フォームにご記入の上ご申請ください。
感謝状申請にあたっての注意事項				
1 既に授与された表彰と同様の表彰は、申請不可 2 東京都の従業員の表彰については、役員は対象とならない 3 従業員の勤務先は、原則都内（個別事例は問い合わせください） 4 書類の記入上の注意<経歴及び功績調書（役員用）・経歴及び功績調書（従業員用）・履歴書> (1) 年月日欄は、年月日（和暦）ですべて記入 (2) 本籍は、都道府県のみ記入 (3) 印鑑は、シャチハタタイプは不可 (4) 年齢は表彰日現在の年齢 その他経歴等についても表彰日が基準 (5) 経歴及び功績調書（従業員用）の代表者証明欄の印鑑は、代表者印 (6) 経歴及び功績調書（役員用）の推薦者は、団体の長 (7) 申請書類はWord A4判 で作成（データで一旦提出していただき、確認を終えた後、押印し郵送でご提出ください。） 5 その他 疑問の点及び個別事情については、お問い合わせください。				

今回の申請対象区分

①

②

③